



愛媛県報

発行 愛媛県

平成26年 1月17日金曜日 第2537号

◇ 目 次 ◇

指定自立支援医療機関の指定.....	(障害福祉課).....	17
指定居宅サービス事業者の指定.....	(長寿介護課).....	18
指定居宅介護支援事業者の指定.....	(").....	18
指定介護予防サービス事業者の指定.....	(").....	18
指定居宅サービス事業の廃止.....	(").....	18
指定居宅介護支援事業の廃止.....	(").....	19
指定介護予防サービス事業の廃止.....	(").....	19
保安林の指定.....	(森林整備課).....	19
保安林の指定施業要件の変更.....	(").....	19
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	(水産課).....	20
公有水面埋立免許の出願.....	(港湾海岸課).....	20
道路の区域変更(県道川之江大豊線).....	(東予地方局四国中央土木事務所).....	21
道路の供用開始(").....	(").....	21
介護員養成研修事業者の指定.....	(中予地方局地域福祉課).....	21
道路の供用開始(県道久米垣生線).....	(中予地方局管理課).....	21
土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧.....	(南予地方局農村整備課).....	21
道路の区域変更(県道宇和島城辺線).....	(南予地方局管理課).....	22
道路の供用開始(").....	(").....	22
兼用工作物の管理の方法について.....	(南予地方局愛南土木事務所).....	22
瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要.....	(南予地方局八幡浜支局環境保全課).....	22
道路の区域変更(県道佐田岬三崎線).....	(南予地方局八幡浜土木事務所).....	23
道路の区域変更(県道小田河辺大洲線).....	(南予地方局大洲土木事務所).....	23
道路の供用開始(").....	(").....	23
指定医師の辞退の届出.....	(身体障害者更生相談所).....	24

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....(男女参画・県民協働課).....24

監 査 公 表

監査結果に基づく措置の公表.....(監査事務局).....24

公安委員会規則

愛媛県交通安全活動推進センターの指定等に関する規則.....(警察本部交通企画課).....26

告 示

○愛媛県告示第53号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成26年 1月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
おか薬局	新居浜市船木甲4475番地 1	株式会社 おかファーマシー	薬局(育成医療・更生医療)	平成26年 1月 1日
オレンジ薬局	西予市三瓶町朝立 2 番耕地 1 - 45	有限会社 しみず調剤薬局	薬局(育成医療・更生医療)	平成26年 1月 1日

○愛媛県告示第54号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成26年 1月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社だんだん	デイサービスあしからげんき	愛媛県西予市野村町野村2号109番地 1	平成25年12月6日	通所介護
株式会社ハーブ	デイサービスおりーぶ	愛媛県宇和島市中沢町一丁目2番11号	平成25年12月9日	通所介護
株式会社レインボーフラワー	デイサービスセンター虹	愛媛県西条市石田564番地5	平成25年12月12日	通所介護
砥部病院ケアサービス株式会社	介護付有料老人ホームT o - b e	愛媛県伊予郡砥部町麻生51番地1	平成25年12月15日	特定施設入居者生活介護
砥部病院ケアサービス株式会社	デイサービスT o - b e	愛媛県伊予郡砥部町麻生51番地1	平成25年12月16日	通所介護

○愛媛県告示第55号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成26年 1月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定居宅介護支援事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
居宅介護支援事業所藤原合同会社	居宅介護支援事業所藤原合同会社	愛媛県八幡浜市1536番地13	平成25年12月1日	居宅介護支援
株式会社こてまり	株式会社こてまり	愛媛県新居浜市宇高町三丁目5番25号	平成25年12月1日	居宅介護支援

○愛媛県告示第56号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成26年 1月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社だんだん	デイサービスあしからげんき	愛媛県西予市野村町野村2号109番地 1	平成25年12月6日	介護予防通所介護
株式会社ハーブ	デイサービスおりーぶ	愛媛県宇和島市中沢町一丁目2番11号	平成25年12月9日	介護予防通所介護
株式会社レインボーフラワー	デイサービスセンター虹	愛媛県西条市石田564番地5	平成25年12月12日	介護予防通所介護
砥部病院ケアサービス株式会社	介護付有料老人ホームT o - b e	愛媛県伊予郡砥部町麻生51番地1	平成25年12月15日	介護予防特定施設入居者生活介護
砥部病院ケアサービス株式会社	デイサービスT o - b e	愛媛県伊予郡砥部町麻生51番地1	平成25年12月16日	介護予防通所介護

○愛媛県告示第57号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成26年 1月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社丸三	丸三訪問看護ステーション	愛媛県宇和島市中央町二丁目3番22号	平成25年11月1日	訪問看護
特定非営利活動法人するーらいふ	するーらいふ	愛媛県宇和島市祝森甲1156番地	平成25年12月31日	訪問介護

○愛媛県告示第58号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があった。

平成26年 1月17日

愛媛県知事 中村時広

指定居宅介護支援事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社大福	指定居宅介護支援事業所ももか	愛媛県宇和島市御幸町一丁目2番8号 緒賀ビル302号	平成25年12月1日	居宅介護支援

○愛媛県告示第59号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成26年 1月17日

愛媛県知事 中村時広

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社丸三	丸三訪問看護ステーション	愛媛県宇和島市中央町二丁目3番22号	平成25年11月1日	介護予防訪問看護
特定非営利活動法人するーらいふ	するーらいふ	愛媛県宇和島市祝森甲1156番地	平成25年12月31日	介護予防訪問介護

○愛媛県告示第60号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成26年 1月17日

愛媛県知事 中村時広

1 保安林の所在場所

東温市滑川字上仲屋甲1214の2、甲1215、甲1217、甲1218、甲1221、甲1226、甲1227の1、字タニラク戊258、字谷ラク戊264、河之内字船谷乙264の10

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字上仲屋甲1218・甲1221・甲1226・字タニラク戊258・字船谷乙264の10（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、字上仲屋甲1214の2、甲1215、甲1217、甲1227の1、字谷ラク戊264

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以

上のもとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び東温市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第61号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成26年 1月17日

愛媛県知事 中村時広

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

昭和50年 3月13日農林省告示第271号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び四国中央市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第62号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第8条第2項(同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成26年 1月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成26年 1月17日から30日まで

○愛媛県告示第63号

次のように公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、中予地方局建設部及び松山市役所において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

平成26年 1月17日

松山港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 中 村 時 広

1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 愛媛県知事 中村 時広

松山市岩崎町一丁目7番7号

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

松山市由良町乙282番13から乙282番5までの地先公有水面

イ 区域

次の1点から7点までを順次直線で結んだ線並びに7点から1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C・D・L.+3.38m)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域及び8点から23点までを順次直線で結んだ線並びに23点から8点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C・D・L.+3.38m)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(国土地理院「由良」四等三角点、松山市大字興居島由良字北浦90番地の1)は、北緯33度54分22.9167秒、東経132度40分43.4357秒の地点

1 工区

1 点は、基点から真北202度57分12秒1.134.14メートルの地点

2 点は、1点から真北49度39分05秒0.69メートルの地点

3 点は、2点から真北140度23分06秒5.97メートルの地点

4 点は、3点から真北143度36分00秒3.88メートルの地点

5 点は、4点から真北147度48分20秒4.24メートルの地点

6 点は、5点から真北314度26分42秒2.70メートルの地点

7 点は、6点から真北306度47分48秒4.54メートルの地点

2 工区

8 点は、基点から真北203度14分43秒1.197.32メートルの地点

9 点は、8点から真北288度53分04秒1.81メートルの地点

10 点は、9点から真北295度48分50秒6.35メートルの地点

11 点は、10点から真北299度31分06秒8.00メートルの地点

12 点は、11点から真北297度53分34秒16.73メートルの地点

13 点は、12点から真北297度44分10秒15.40メートルの地点

14 点は、13点から真北72度33分40秒1.53メートルの地点

15 点は、14点から真北119度26分21秒10.77メートルの地点

16 点は、15点から真北35度40分48秒2.06メートルの地点

17 点は、16点から真北122度27分49秒3.42メートルの地点

18 点は、17点から真北93度05分46秒11.42メートルの地点

19 点は、18点から真北110度32分13秒5.98メートルの地点

20 点は、19点から真北183度35分07秒1.62メートルの地点

21 点は、20点から真北119度40分24秒4.86メートルの地点

22 点は、21点から真北55度33分20秒1.75メートルの地点

23 点は、22点から真北141度11分28秒4.62メートルの地点

ウ 面積

1 工区 16.61平方メートル

2 工区 209.69平方メートル

合計 226.30平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

松山市由良町乙282番13から乙282番3までの地先公有水面及び陸域

イ 区域

次のA点からR点を順次直線で結んだ線並びにR点とA点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点(国土地理院「由良」四等三角点、松山市大字興居島由良字北浦90番地の1)は、北緯33度54分22.9167秒、東経132度40分43.4357秒の地点

A 点は、基点から真北205度34分25秒1.115.36メートルの地点

B 点は、A点から真北53度48分00秒109.88メートルの地点

C 点は、B点から真北143度36分01秒125.19メートルの地点

D 点は、C点から真北233度43分26秒110.16メートルの地点

E 点は、D点から真北157度33分43秒84.55メートルの地点

F 点は、E点から真北254度58分25秒103.68メートルの地点

G 点は、F点から真北297度53分34秒98.36メートルの地点

H 点は、G点から真北1度57分24秒111.97メートルの地点

I 点は、H点から真北82度03分26秒13.84メートルの地点

J 点は、I点から真北98度44分51秒10.66メートルの地点

K 点は、J点から真北119度19分01秒34.85メートルの地点

L 点は、K点から真北103度17分13秒21.09メートルの地点

M 点は、L点から真北117度45分33秒28.86メートルの地点

N 点は、M点から真北77度17分43秒12.12メートルの地点

O 点は、N点から真北18度15分56秒13.81メートルの地点

P 点は、O点から真北336度27分27秒17.85メートルの地点

Q 点は、P点から真北322度54分23秒16.13メートルの地点

R 点は、Q点から真北323度24分21秒29.88メートルの地点

ウ 面積
34,200.01平方メートル
3 埋立地の用途

道路用地 約226.30平方メートル
4 出願年月日
平成26年 1月 6日

○愛媛県告示第64号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成26年 1月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	川之江大豊線	四国中央市上分町字登毛田96番5から 同町字琵琶堂477番7まで	旧	メートル 5.7～6.2	キロメートル 0.224	
			新	5.7～20.9	0.224	

○愛媛県告示第65号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成26年 1月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	川之江大豊線	四国中央市上分町字登毛田96番5から 同町字琵琶堂477番7まで	平成26年 1月17日

○愛媛県告示第66号

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第2号の規定により、次のとおり介護員養成研修事業者を指定した。
平成26年 1月17日
愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

介護員養成研修事業者の名称又は氏名	介護員養成研修事業者の所在地又は住所	研修の課程	指 年 月 日 定 日
公益財団法人介護労働安定センター愛媛支部	松山市一番町一丁目14番地の10井手ビル4F	介護職員初任者研修に関する課程	平成25年 12月26日

○愛媛県告示第67号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成26年 1月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	久米垣生線	松山市北井門四丁目346番2から 同市北井門四丁目353番4まで	平成26年 1月17日

○愛媛県告示第68号

南予用水利地改良区連合から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条及び第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
平成26年 1月17日
愛媛県南予地方局長 三 好 伊佐夫

- 縦覧に供すべき書類の名称
南予用水利地改良区連合 土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
- 縦覧期間
平成26年 1月20日から 2月17日まで
- 縦覧場所
南予用水利地改良区連合事務所

○愛媛県告示第69号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 1月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	宇和島城辺線	宇和島市津島町増穂乙1288番3から 同町増穂乙1292番2まで	旧	メートル 5.7~36.0	キロメートル 0.336	
			新	6.1~42.1	0.336	

○愛媛県告示第70号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 1月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和島城辺線	宇和島市津島町増穂乙1288番3から 同町増穂乙1292番2まで	平成26年 1月17日

○愛媛県告示第71号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び南予地方局愛南土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成26年 1月17日

愛媛県南予地方局長 三 好 伊 佐 夫

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河 川 管 理 施 設 の 位 置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川僧都川水系僧都川	左岸堤防	南宇和郡愛南町城辺甲2432番2地先から南宇和郡愛南町城辺甲2427番1地先の公有地地先まで	道路管理者 愛南町 南宇和郡愛南町城辺甲2420番地

2 管理の内容

- (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色した部分をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、図面に着色した部分についての維持
- (3) 原則として、道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成26年 1月17日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第72号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県八幡浜保健所及び八幡浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成26年 1月17日

愛媛県八幡浜保健所長 武 方 誠 二

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
愛媛県八幡浜市郷2-47-3
西松・東急・四国通建共同企業体 千丈トンネル出張所
所長 中川賢
- 2 事業場の名称及び所在地
愛媛県八幡浜市郷2丁目地内
国道197号 千丈トンネル建設工事
- 3 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。）別表第1
第55号 生コンクリート製造業の用に供するパッチャーブラ

ント

第71号 自動式車両洗浄施設

4 変更しようとする事項の内容

排水水の量の変更

5 汚水等の処理施設に関する事項

濁水処理施設

	変 更 前		変 更 後	
	処 理 前	処 理 後	処 理 前	処 理 後
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 194 最大 361	通常 194 最大 361	通常 390 最大 600	通常 390 最大 600

6 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

汚水等の汚染状態の値	項 目	No.1放流口	
		変 更 前	変 更 後
水素イオン濃度(水素指数)	通常	6.5~8.5	変更なし
	最大	6.5~8.5	

生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 5.0	変更なし
化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3.0 最大 3.0	変更なし
浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 50	変更なし
窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 7.0	変更なし
りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.075 最大 1.0	変更なし
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 194 最大 361	通常 390 最大 600

○愛媛県告示第73号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 1月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	佐田岬三崎線	西字和郡伊方町三崎4765番1地先から 同町三崎4545番まで	旧	メートル 7.0~18.8	キロメートル 0.590	
			新	10.6~42.0	0.531	

○愛媛県告示第74号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 1月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	小田河辺大洲線	大洲市森山甲698番9から 同市森山甲696番1地先まで	旧	メートル 5.0~5.5	キロメートル 0.017	
			新	5.5~7.8	0.017	

○愛媛県告示第75号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 1月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	小田河辺大洲線	大洲市森山甲698番9から 同市森山甲696番1地先まで	平成26年 1月17日

○愛媛県告示第76号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成26年 1月17日

愛媛県知事 中村時広

診断した身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	届出年月日
聴覚、平衡、音声、言語、そしやく機能障害	耳鼻咽喉科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	大下美由紀	東温市志津川	平成25年12月2日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年 1月17日

愛媛県知事 中村時広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成26年 1月6日	NPO法人 チャイルド・オレンジ・ネットワーク	宮内統代	松山市畑寺1丁目6番21号3F	この法人は、子ども虐待を予防し、子どもたちが一人の人間として、健やかに成長していく環境を整えることを目的とする。

監 査 公 表

○公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成26年 1月17日

愛媛県監査委員 岸 新
同 住 田 省 三
同 笹 岡 博 之
同 佐 伯 満 孝

監査対象機関	監査年月日
障害福祉課	平成24年 8月10日

（監査の結果）

収入未済の心身障害者扶養共済年金過払金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備 考
19年度及び20年度	1者	340,000	平成24年 5月31日現在

（措置の内容）

本人は収入が安定しておらず財産等もないことから、一括返還は困難であるため、月20,000円を分納することで本人も了解し納付されていたが、平成23年11月30日以降納付がなく、平成24年 5月未現在の収入未済額は340,000円であった。

平成25年 8月に、本人宅を訪問し、納付を指導した結果、一回の返納額が1,000円～5,000円で継続納付が可能との申出があった。毎月、入金可能な額を確認のうえ納付書を発行したところ、平成25年 8月からは継続して納付があり、平成25年11月18日現在、収入未済額は330,000円と減少している。

引き続き、納付状況を確認し督促するほか、早期の返納を働き掛けたい。

監査対象機関	監査年月日
企業立地課	平成24年 8月24日

（監査の結果）

収入未済の企業立地促進事業費補助金返還金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備 考
19年度	1者	34,796,000	平成24年 5月31日現在

（措置の内容）

債務者のA社は、豚肉の差額関税脱税事件を起こし、国税当局の差押えを受け、休眠状態となったため未収となっているものであるが、平成24年度中には返納がなされなかった。

今後も社長への定期的な訪問や税関との協議を続けるなど、鋭意、返還金の回収に努めてまいりたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
建 築 住 宅 課	平成24年 8月 9日

(監査の結果)

住宅貸付損害金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
23年度	1,353,410	33,522,213	34,875,623	平成24年 5月31日現在
22年度	4,158,708	29,363,505	33,522,213	
差引増減	2,805,298	4,158,708	1,353,410	

(措置の内容)

平成23年度末時点における住宅貸付損害金(107名34,875,623円)に係る退去滞納者に対しては、催告通知等回収に努めたところであるが、結果的に入金等を得ることができなかった。

また、新たに提訴した明渡訴訟により退去した滞納者についても、住宅貸付損害金(8名1,314,645円)が発生したため、催告通知等回収に努めたが、結果的に入金等を得ることができなかった。引き続き地方局と連携しながら収入確保に努めるとともに、より一層の収入未済額の縮減に努めてまいりたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
24年度	1,314,645	34,875,623	36,190,268	
23年度	1,353,410	33,522,213	34,875,623	
差引増減	38,765	1,353,410	1,314,645	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
人 権 教 育 課	平成24年 8月31日

(監査の結果)

地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
23年度	51,194,395	378,779,767	429,974,162	平成24年 5月31日現在
22年度	55,229,226	331,228,209	386,457,435	
差引増減	4,034,831	47,551,558	43,516,727	

(措置の内容)

平成24年度における地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金償還金については、130,218,873円の調定額に対し、収納額81,556,391円(収納率62.6%)であり、収納率は前年比で3.2%の増となった。

滞納繰越分については、償還金の未納者に対して、督促状の発行や各種通知文に未納額を掲載して納入を促すとともに、県担当者が奨学生であった者や、その保護者と面談をしたり、返還説明会を開いたりするなどして返還指導を実施した結果、平成24年度中に12,536,405円を収納し、平成25年3月末現在では417,132,360円となったが、新たに平成24年度の未収金48,662,482円が発生したことから、平成24年度末の収入未済額

は465,794,842円となっている。

平成23年度からは、すべての未納対象者に対し「未納状況通知書」を送付することで、さらに返還を促すとともに、平成25年度から新たに奨学生指導員を1名配置し、市町担当者と連携を図りながら、年間を通して係全員体制で面接指導を行うなど、より効果的な運用を図っている。

今後は、さらにきめ細やかな返還指導を徹底し、債務者の返還意識を高揚させることで、納期内収入の確保と収入未済額の縮減に一層努めたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
南 予 地 方 局 総 務 企 画 部	平成24年 7月18日 平成24年 7月19日

(監査の結果)

県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
23年度	111,669,993	329,160,810	440,830,803	平成24年 5月31日現在
22年度	142,778,408	355,992,290	498,770,698	
差引増減	31,108,415	26,831,480	57,939,895	

(措置の内容)

平成24年度現年度課税分については、自動車税納期内納付キャンペーン(啓発活動、コンビニ収納の実施等)や口座振替の推進、広報等による啓発などにより納期内自主納税の促進に努めたほか、「個人住民税徴収確保プロジェクト」において、特別徴収の実施に向けた事業所訪問等の働き掛けを継続して行った結果、出納閉鎖時の未収金は100,434,954円となり、前年度に比べて11,235,039円減少した。

滞納繰越分については、滞納整理方針及び数値目標に基づき、計画的な滞納整理に努めるとともに、滞納整理強化月間の設定、差押の早期着手と換価処分等の促進、局独自文書催告などを実施したほか、本局管内において、新たに平成24年度から、県・市町職員の相互併任による滞納案件に係る徴収確保等に取り組んだことなどにより、平成24年度に繰越した未収入金440,830,803円が、平成25年3月31日現在で250,265,072円に減少した。

これらの取組の結果、現年度分、滞納繰越分を合わせた収入未済額は、平成23年度末の440,830,803円から、平成24年度末には350,700,026円となり、90,130,777円、20.45%の減少となっている。

今後も、納税秩序を確立し、税収の確保を図るため、県税の納期限内の収入確保とともに、滞納繰越分の整理に努めたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
24年度	100,434,954	250,265,072	350,700,026	平成25年 5月31日現在
23年度	111,669,993	329,160,810	440,830,803	
差引増減	11,235,039	78,895,738	90,130,777	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
南 予 地 方 局 八 幡 浜 土 木 事 務 所	平成24年 7月19日

(監査の結果)

住宅貸付料について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
23年度	0	1,875,300	1,875,300	平成24年 5月31日現在
22年度	53,900	1,858,400	1,912,300	
差引増減	53,900	16,900	37,000	

（措置の内容）

平成23年度末時点における県営住宅貸付料滞納分（6名1,875,300円）については、退去者未納分の家賃収納業務を外部委託していたが、平成24年12月に1,702,500円が返却され、このうち944,300円を消滅時効により不納欠損処分した結果、平成24年度末時点の滞納分は、4名931,000円となった。

また、平成24年度現年度分については、鋭意督促に努めた結果、5月末の出納閉鎖時点での収入未済額は、104,600円となっており、過年度分と現年度分を合わせた収入未済額は、1,035,600円となった。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
24年度	104,600	931,000	1,035,600	
23年度	0	1,875,300	1,875,300	
差引増減	104,600	944,300	839,700	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
今 治 高 等 技 術 専 門 校	平成24年 4月 9日

（監査の結果）

1 授業料について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済金を適切に債権管理されたい。

調定年度	債 務 者	収入未済額（円）	備 考
23年度	2 者	39,600	平成24年 5月31日現在

2 入校料について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済金を適切に債権管理されたい。

調定年度	債 務 者	収入未済額（円）	備 考
23年度	1 者	5,650	平成24年 5月31日現在

（措置の内容）

収入未済金については、未納者2名及び連帯保証人に対して、電話や家庭訪問等により継続して催告を行った結果、平成24年度末までに完納した。

なお、今後とも納期限内の収入確保について努力してまいりたい。

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第1号

愛媛県交通安全活動推進センターの指定等に関する規則を次のように定める。

平成26年 1月17日

愛媛県公安委員会委員長 山 本 泰 正

愛媛県交通安全活動推進センターの指定等に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の31及び交通安全活動推進センターに関する規則（平成10年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）に基づく愛媛県交通安全活動推進センターの指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（指定の申請）

第2条 規則第1条第1項の規定による指定の申請は、指定申請書（様式第1号）により行うものとする。

（指定）

第3条 法第108条の31第1項の規定による指定は、指定書（様式第2号）を交付して行うものとする。

（名称等の変更届出）

第4条 規則第3条第1項及び第3項の規定による届出は、公示事項等変更届出書（様式第3号）により行うものとする。

（報告・資料の提出要求）

第5条 規則第7条第3項の規定による報告又は資料の提出の要求は、報告・資料提出要求書（様式第4号）を交付して行うものとする。

（改善措置の命令）

第6条 法第108条の31第3項の規定による命令は、改善措置命令書（様式第5号）を交付して行うものとする。

（指定の取消し）

第7条 法第108条の31第4項の規定による指定の取消しは、指定取消通知書（様式第6号）を交付して行うものとする。

（解任の勧告）

第8条 規則第8条の規定による勧告は、解任勧告書（様式第7号）を交付して行うものとする。

（補則）

第9条 この規則に定めるもののほか、愛媛県交通安全活動推進センターの指定等に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

指 定 申 請 書

愛媛県公安委員会 殿

申請者 名 称

代表者氏名

印

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の31第1項の規定による愛媛県交通安全活動推進センターの指定を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

記

1 名称及び住所並びに代表者の氏名

- (1) 名称
- (2) 住所
- (3) 代表者の氏名

2 事務所の名称及び所在地

- (1) 事務所の名称
- (2) 事務所の所在地

注 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 道路交通法第108条の31第2項各号に掲げる事業の実施に関する基本的な計画を記載した書面
- (5) 資産の総額及び種類を記載した書面並びにこれを証する書面

様式第2号(第3条関係)

公委第 号
年 月 日

指 定 書

殿

愛媛県公安委員会 印

年 月 日付けで申請のあったことについては、道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の31第1項の規定により、貴法人を愛媛県交通安全活動推進センターとして指定する。

様式第3号(第4条関係)

年 月 日

公 示 事 項 等 変 更 届 出 書

愛媛県公安委員会 殿

申請者 名 称

代表者氏名

印

交通安全活動推進センターに関する規則(平成10年国家公安委員会規則第3号)

第1項

第3条 の規定により、公示事項等の変更を届け出ます。

第3項

記

1 変更前の事項

2 変更後の事項

注 不要の文字は、抹消すること。

様式第4号(第5条関係)

公委第 号
年 月 日

報 告 ・ 資 料 提 出 要 求 書

殿

愛媛県公安委員会 印

交通安全活動推進センターに関する規則(平成10年国家公安委員会規則第3号)

報 告

第7条第3項の規定により、下記の事項について

することを要求し

資料提出

ます。

記

- 1 報告又は資料提出を要求する理由
- 2 報告を求める内容又は提出を求める資料
- 3 報告又は資料提出の期限

注 不要の文字は、抹消すること。

様式第5号(第6条関係)

公委第 号
年 月 日

改 善 措 置 命 令 書

殿

愛媛県公安委員会 印

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の31第3項の規定により、下記の措置をとることを命ずる。

記

1 財産の状況

2 事業の運営

様式第6号(第7条関係)

公委第 号
年 月 日

指 定 取 消 通 知 書

殿

愛媛県公安委員会 印

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の31第4項の規定により、愛媛県交通安全活動推進センターの指定を取り消す。

理 由

様式第7号(第8条関係)

公委第 号
年 月 日

解 任 勧 告 書

殿

愛媛県公安委員会 印

交通安全活動推進センターに関する規則(平成10年国家公安委員会規則第3号)

交通事故相談員

第8条の規定により、貴法人の下記

調査員

の解任を勧告する。

運転適正指導者

記

1 住 所

2 氏 名

3 理 由

注 不要の文字は、抹消すること。